

**平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 8 回会議要旨**

<開催日>

平成 25 年 7 月 29 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

名和田部会長、荻野委員、中原委員、山田委員

事務局（3 名）

行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（3 名）

産業振興課長、消費者支援等担当課長、男女共同参画課長

<開会>

【部会長】

おはようございます。

第 8 回新宿区外部評価委員会第 3 部会を開催いたします。

委員の皆様、チェックシート等を配られていますので、適宜メモを取りながらヒアリングをお願いします。

では、今からヒアリング始めたいと思います。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を 3 つの部会に分けており、この第 3 部会のテーマは「自治、コミュニティ、文化、観光、産業」です。平成 24 年度より経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目となります。外部評価委員会では、今回の内部評価のうち、「経常事業評価Ⅰ」の 98 事業の中から、69 事業を抽出して評価することとしています。そして、外部評価する事業は全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

また、今年度は第 2 部会の担当する分野である「福祉、子育て、教育、くらし」の事業が多いため、その中から介護保険及び衛生の事業について、第 2 部会に代わって第 3 部会がヒアリングを行うこととなりました。

本日は、1 つの事業につき 25 分の想定でヒアリングを行います。前半 10 分程度で事業体系と内容をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では最初は、計画事業 37 番「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支

援」ですが、続けて説明した方が分かりやすいということなので、計画事業 38 番「雇用促進支援の充実」も併せてご説明ください。では、お願いいたします。

【説明者】

おはようございます。消費者支援等担当課長です。よろしくお願いします。

計画事業 37 番「障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援」、それから、計画事業 38 番「雇用促進支援の充実」という 2 つの事業について、ご説明いたします。

まず、計画事業 37 番です。手段のところですが、第一に、総合相談、若年者就労支援事業、障害者等就労支援事業があります。第二に、ふらっと新宿などのコミュニティショップの運営、IT 就労訓練、受注センター事業などがあります。第三に、障害者自立支援法、現行では障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業があります。最後に、高年齢者の無料職業紹介事業があります。

それぞれの事業について、簡単に説明をさせていただきます。

順番が前後しますが、まず、高年齢者無料職業紹介事業についてです。高年齢者無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」です。東京都と公益財団法人東京しごと財団が実施している、アクティブシニア就業支援センターというものに当たります。23 区全部に設置されてはいませんが、新宿はこれを勤労者・仕事支援センターの中に設置していて、無料の職業紹介を行っています。それから、この事業の中でセミナーや就職面接会を行って、仕事についていただく流れになっています。ハローワークの職業紹介との違いは、ここは 55 歳以上を対象にしているので、ある程度高年齢の方に適した仕事を抽出してあっ旋できるようになっています。例えば、短時間の仕事や近場の仕事などです。

次に、障害者福祉サービス事業についてです。これは、障害者総合支援法で位置づけられている就労移行支援事業で、ここでは「わーくす ここ・からエール」と呼んでいます。これは、一般就労に向けて準備をするための作業所です。もう一つは、就労継続支援 B 型事業で、「わーくす ここ・からスマイル」と呼んでいます。これは、一般の就労には結びつかない方に、通所によって就労や生産活動の機会を与える場として設置しているものです。B 型というのは、非雇用型と呼んでいます。

次に、受注センター事業等についてです。受注センターは、障害がある方が通う作業所などの軽作業の仕事を共同受注していて、ここで仕事を受けたら、先ほどご説明した「わーくす ここ・からエール」若しくは「わーくす ここ・からスマイル」に仕事を回したり、区内のほかの作業所にも仕事を回すなど、納期までに間に合わせています。いわば仕事を請け負うためのセクションになるかと思います。ほかにも、コミュニティショップの運営事業を行っています。ふらっと 6 か所とスイング 1 か所を運営しており、ここでは障害のある方が実習としてここのお店に立ったりしています。それを補助する方や、現場を回していくための職員もいて、障害者、高齢者、若年者の方の就労のニーズに応じた、就労の機会の場を提供しています。あと、IT の就労支援事業もあります。これは、例えば印刷の仕事を受けた場合、版下をパソコンでつくって、それを印刷した後、「わーくす こ

こ・から」などで封入作業するというようなことです。ITの就労訓練事業というのは、障害のある方などがパソコンを扱うスキルを身に付け、実際に就業や仕事体験をするというものです。

次に、障害者等就労支援事業についてです。「わーくす ここ・からエール」などは就労移行という形になりますが、障害者等就労支援事業は、実際に障害者の方に就職先を見つけてそちらに行ってもらおうというものです。就職後も、支援のために就職先の企業に訪問するといったフォローを行い、また、就職した人たちを定期的を集めて、きちんと就労できているかどうか確認するといったことをしています。ハローワークとの連携も図っています。ほかにも、若年者就労支援事業があります。通称「あんだんて」というところで、若者のひきこもりやニートの方々的一步を踏み出すお手伝いをする場として、7つのNPO団体等が集まってそれぞれの特徴を生かした事業を行っています。そこで、若者の総合の相談という形で、電話で受け付け、面接やカウンセリングなどを実施するなど、そういう方々の就労支援を行っています。それから、総合相談事業というものもあります。これは、相談の第一歩の窓口として、困ったことがある、仕事をしたいというような方の相談を受け付けています。そして、それらの方々をそれぞれの支援事業に有機的に結びつけています。仕事をしたい場合、まずハローワークを思いつくと思いますが、ハローワークにはすぐに行けないような方について、相談を受けながら受け入れる場となっています。ですの、保健所から紹介があったり、逆にハローワークから紹介があったりというような形で、今運営されています。

以上が、大体の事業の内容です。

あらかじめいただいた質問の中で、事業経費 2 億 5,000 万円は、それぞれの事業に、どのように振り分けられているかということがあります。それから、サービスの負担をその他としているが、全て税負担ではないかというご質問もいただいています。これは、コミュニティショップや受注センターには、売上金などがあるので、そういったものも入っているということで、その他を選択しています。最初のご質問ですが、人件費等の分けが難しい面がありますが、2 億 5,000 万円のうち 2 億円くらいは、総合的な就労支援事業、つまり、総合相談事業や若年者就労支援事業、障害者等就労支援事業、受注センター事業、コミュニティショップ事業、IT就労訓練事業に充てられています。障害者福祉サービスは、区外からもお金が入ってきますので、区の補助金の部分は 1,000 万円ぐらいかと思います。高齢者の無料職業紹介事業は 2,800 万円ぐらいです。2 億 5,000 万の内訳は大体そういったものになっています。

それから、目標設定について、ご説明をしたいと思います。

指標 1「コミュニティショップやIT就労訓練等の実習生数」ですが、定義はコミュニティショップとIT就労訓練等で受け入れた障害者等の人数です。これは、実績をもとに 27 年度末の目標を設定しています。24 年度は実習生の登録が、コミュニティショップについては 197 人となっています。

指標 2「就職者の数（障害者、若年非就業者等）」ですが、27 年度末の目標が 45 人で、24 年度は 69 人を達成しました。この目標値は、第三期新宿区障害福祉計画の中で、新宿区内の作業所で働いている人が一般の企業等に就職するような数の目標数が年間 42 人になっており、これに基づいて、若年者の就労支援を 3 人ほど見込んで 45 人としています。

指標 3「就職者数（高齢者のみ）」ですが、これは先ほどご説明した、わく☆ワークの中でも、就職に結びついた数についての目標で、24 年度の実績が 210 人となっていて、27 年度末の目標は 220 人となっています。

指標 4「定着支援者数（障害者、若年非就業者等）」というのは、障害者等就労支援事業の中で行う定着支援、例えば就労後の企業訪問やフォローワーク、定期的会合などがありますが、それらの参加人数を目標として、130 人と設定しています。24 年度実績は 184 人です。

障害者、高齢者、若年者の方々が区内にそれぞれどのくらいいるかというと、平成 24 年 4 月 1 日現在、障害者の方が 12,495 人で、18 歳から 64 歳の方は 3,533 人いらっしゃるようです。そういった方々に対して、この障害者向けの就労支援があると思います。なお、愛の手帳をお持ちの方、知的障害者と言われる方が 1,394 人、それから、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は 1,992 人となっています。そういった方が対象となってくるところです。

次に、高齢者はどうかというと、平成 24 年 4 月 1 日の区内の高齢者の人口は 59,439 人となっています。これらの中で、平成 22 年に実施した新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査によると、何らかの仕事をしたいと考えている方が 9,000 人くらいいます。そのうち、前期高齢者の方が 5,000 人程度ということなので、それらの方々がこの事業の対象になってくるところです。高齢者の就労対策については、同じ建物の中に入っているシルバー人材センターと連携しています。

若年の非就業者、ニートやひきこもりというような方たちは、平成 19 年に実施した若年者就労状況調査によると、就業していない若者、サブニートが 1,400 人以上いて、コアニートという求職活動もしていない若者は 700 人以上いるという推定です。若年非就業者の就労対策については、隣の建物に入っている子ども総合相談センターと連携をしています。具体的には、18 歳以上になると、子ども総合相談センターでは対象から外れてしまいますので、今までセンターが支援してきた方が一定の年齢を迎えたときに、若年者の就労支援室あんだんと連携をとって、今度はあんだんで支援していく流れになっています。

では続いて、計画事業 38 番「雇用促進支援の充実」の説明に入りたいと思います。

消費者支援等担当課で実施する事業のうち、就労支援総合相談窓口及び雇用促進支援事業が、この計画事業 38 番の事業となります。

内部評価では、手段の内容を 4 つ記載していますが、総合相談窓口により就労相談を行い、就労へとつなげていくというのは、就労支援総合相談窓口の内容です。また、各種就職支援セミナーをハローワーク新宿、東京商工会議所、東京しごと財団と共催で行うとい

うのは、雇用促進支援事業の内容です。各種面接会をハローワーク新宿、東京商工会議所と共催で行うというのも、雇用促進支援事業の内容になります。4 つ目に、25 年度の勤労者・仕事支援センターへの相談窓口機能一元化に向けて、体制整備の検討を行いますとありますが、昨年度は今年度 4 月から移行するまでの準備期間として、財団と担当とで引き継ぎを行ったということです。財団に移行するのは、就労支援総合相談窓口及び雇用促進支援事業です。そのほかに、計画事業ではありませんが、内職相談という事業が財団の事業として移行されます。

雇用促進事業の主な内容としては就職面接会があります。年に 2 回就職面接会を行ってきました。ハローワークは求人を担当します。東京商工会議所は、自身の会員に対して求人があったらという形で仕事の分担をしてくれています。区は、会場と広報を担当しています。もともとは区内の中小企業に就職する人を確保するという形で始まった事業ですが、近年は、就職がなかなか困難であったので、就職面接会の少し前に、就職面接を受けるためのセミナーを実施し、それを受けてもらったうえで面接会に臨んでもらう形に変わりました。25 年度からは財団が中心となってその事業を実施していきます。

就労支援総合相談窓口についてですが、平成 20 年に本庁舎で就職相談窓口を設定しました。そのころは、平成 21 年の 4 月から 9 月で 1,604 件の相談がありました。その後、離職者への住宅手当緊急特別措置事業というのが始まりました。この事業は、家を失ってしまった人、若しくは失いそうな人を対象としています。リーマンショックの時に、派遣切りにあったために、寮に入って仕事をしていたので仕事も家も失ったという状況が発生したときに、住むところがないと就職活動もままならないということがあり、この離職者への住宅手当緊急特別措置事業と一体になって事業が動き始めたというところがあります。そのため、だんだん住宅手当に関する相談の方が多くなっていったように感じています。今では、この事業もかなり落ち着いてきたところがありまして、住宅支援給付以外での就労支援を相談にきたいという人がすごく減ってきて、21 年が 247 件、22 年は 131 件と相談があったのに対し、昨年などは数件という状況になっています。

そういったことで、計画事業 37 番が財団の事業、計画 38 番が区の事業ということでしたが、区民討議会の中でこの事業が取り上げられるというようなことがあり、財団と区の分担がわからない、ハローワーク等との違いもなかなか分かり難いという意見がありました。そういった意見等を踏まえ、25 年度に体制を変更しようとしています。

指針の定義について説明してほしいというご意見をあらかじめいただいているので、今から説明したいと思います。

就労支援総合相談窓口での相談件数を目標 500 件と設定しています。これは、窓口に来て就職の相談をする人の目標数値ですが、24 年度の実績は 21 件という状況です。ただ、以前はかなりの実績があったと聞いています。それから、指標 2 の各種就職支援セミナー等への参加者数ですが、就職面接会の前のセミナーや女性向けのセミナーなど、様々なセミナーの参加者数を指標としています。24 年度の実績は 84 名でした。指標 3 の就職面接会で

の採用者数ですが、面接会を機に採用が決まったという方の人数を目標としており、27 年度末目標は 50 名となっています。24 年度の目標は 35 名でしたが、実際に就職した人は 25 名という状況です。

あらかじめいただいた質問の中で、25 年度の方向性を手段改善とし、勤労者・仕事支援センターへの統合を方針にしていますが、このことによって、区民サービスとしてどれほど充実するのかというご質問がありました。こちらについては、財団と区の分担が分かり難いという区民討議会でのご意見を踏まえて行ったことですので、相談が飛躍的に進むというようなことまでは考えていませんでした。それから、統合が、安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまちの達成にどれほど寄与するのかというご質問もありました。こちらについては、働きたいという人を応援し、そういった方が働くことができるようにすることが財団の仕事であるので、結果として、安心な質の高い暮らしに結びつくと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

では、まずは私から質問をさせてください。計画事業 37 番の方の指標 4 ですが、就職後も引き続き支援を行った人数というのはいわゆるアウトプット指標であり、本当に定着するということはアウトカムなので、この指標はいかがなものかという気がしました。何か別な指標はとれないものでしょうか。

【説明者】

それは、例えば、継続して就労している人数を設定するといったことでしょうか。

【委員】

そうですね。むしろそれがこの事業の目的ですよ。その辺のお考えをお聞きしたいのですが。

【説明者】

今ここでは、そういった指標を設定しても数字が把握できるかわかりませんので、少し判断がつかないところがあります。

【部会長】

わかりました。では、どうぞ委員の方から質問をお願いします。

【委員】

広範にかつ丁寧にご説明があったので、全体としては理解しました。大変重要な仕事であり、またいろいろ議論のあるところでもあると思います。内部評価、外部評価ということに絞ってお聞きしますと、まず計画事業 37 番のサービスの負担をその他と選択したことについては、先ほどご説明のあったとおりのことだと思いますが、この事業の本質からすると非常に重要なことであり、ここでは、区として相当の予算を確保して注力しているというニュアンスがもっと前面に出た方がよいのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

【説明者】

この財団の一番の特徴的なところは中間的な仕事の間であり、コミュニティショップや受注センターなどといったところが、一番外に出している中心的なところなのかなと思っています。それを結びつけるために総合の窓口があると思いますので、その辺のところを応援しながら、区としても財団を全面的にバックアップしていきたいと考えています。

【委員】

わかりました。そのこのところの記述の方法については深入りしませんが、やはり総合的な就労支援というものをしっかりやっていくということは、非常に重要な仕事であるという基本認識のもとに内部評価されていると理解します。

ついでに、計画事業 38 番の方ですが、こちらは、改善が必要と内部評価されていますが、それに当たっては、今までの状況の中でいろいろ問題があったかと思います。そういったことも併せて内部評価に記載すればわかりやすいかと思ったのですが。

【委員】

目的の達成度の評価の理由で、就職セミナーへの参加者は目標を大きく下回りと書いてありますが、これは今後どのようにしていくのでしょうか。

【説明者】

面接会は、24 年度は 7 月と 10 月に実施しました。7 月がすごく人数が少なかったという印象があります。今の求職者の状況を見ると、早い時期では人が集まらないということがあるので、今年度は 10 月と 3 月ごろに実施しようと調整しています。その前段として、セミナーと就職面接会を実施していたのが昨年まででした。これは、セミナーの方になかなか人が集まらないということがありました。雇用が改善しているというか、求職者が少なくなっている現状からすると、同じようにセミナーをやった後に就職面接会を行う構成だと、あまり人が集まらないと思いますので、今年度は違う形でやろうと話をしています。

【委員】

広報のやり方はどうですか。

【説明者】

広報は、区報にも出しています。来てもらう人は新宿区民に限っていないので、ハローワークでの周知も行っています。セミナー自体についての工夫としては、女性向けのセミナーなど人気のあるセミナーを中心に行うなど、様々な工夫をしていこうと考えています。

【委員】

ありがとうございます。本当に多岐わたる仕事をしていることと思いますが、一区民からすると非常に難解でわかりづらかったです。例えば、財団に移管するにしても、移管すれば問題が解決するということではないと思うので、おそらく現場の中ではいろいろと議論されていると思いますが、それを内部評価に書いていただければ、所管課の方々しっかりと現状を理解してこういう考えで取り組まれていることが明確にわかるかと思います。

【説明者】

今まで、計画事業 37 番と計画事業 38 番で別々に分かれていたものを、26 年度には、一つにして、よりわかりやすい形にしていこうと考えています。内部評価に当たっては、計画事業 37 番を将来的に計画事業 38 番に統合したいと考えていたので、どのように評価していいものか、難しいところがありました。ですので、委員の皆様にも難解であったかと思います。来年度以降、事業を統合したいと考えているので、次はもっと十分に評価できるように努力していきたいと思います。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、計画事業 75 番「ものづくり産業の支援」に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【説明者】

おはようございます。産業振興課長です。よろしくお願いいたします。

計画事業 75 番「ものづくり産業の支援」について、ご説明いたします。

まず、施策体系から説明させていただきます。新宿区基本構想の基本目標に、「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」という基本目標がありますが、その中に、「新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち」という個別目標があり、その中の基本施策、「文化芸術創造産業の育成」の中に位置付けられている事業が、計画事業 75 番「ものづくり産業の支援」です。

この事業の中に枝事業が 3 つあります。新宿ものづくりマイスター制度、ものづくり産業体験型教室、後継者育成支援の 3 つが、今回の計画事業の骨格になります。

まず、事業の目的についてです。基本的には内部評価に記載のとおりですが、長くものづくり産業に携わり、優れた技術、技能を持ち後進の育成を指導している方を「技の名匠」として認定する制度があり、その方々などが後継者を育成する際に後継者育成支援を利用して、地場産業である染色、印刷・製本を含め、ものづくり産業の担い手となる技術者を育成して、ものづくり産業、地域産業の活性化を図るのが、この事業の大きな目的になります。

先ほど申し上げた 3 つの枝事業の内容をそれぞれ説明いたします。まず、新宿ものづくりマイスター制度ですが、ものづくり産業の事業所に勤める優れた技術者を公募して、新宿ものづくりマイスター認定審査会において審査を行い、技の名匠として認定するものです。認定方法ですが、手挙げ方式あるいは団体の推薦という形で申請があり、その技術が優れているかどうか東京都立産業技術研究センターなどに委託して技術を現地調査し、最

最終的には学識経験者を含めた審査会で認定していくものです。このものづくりマイスター「技の名匠」認定事業は、平成 20 年度からスタートした事業でして、24 年度まで継続して行っている事業です。サービスの負担としては、全て税負担で行っています。24 年度の実施内容については内部評価に記載のとおりですが、7 月に行った現地調査というのは、先ほどの産業技術研究センター等の専門家による現地調査のことで、審査会による審査を経て認定することを毎年繰り返しています。

次に、ものづくり産業体験型教室についてです。内部評価に、技の名匠を講師とした体験型教室と記載していますとおり、過去に認定された方も含め、技の名匠たちが講師となって、自分の専門分野の体験型教室を開催し、その技術を広く区民等に伝えることを行っています。また、業界の周知や理解の促進、ひいては技の名匠たちの販路拡大につなげていく目的も持っています。こちらについても、全て区負担で行います。24 年度の実施内容については、こちらも内部評価に記載のとおりですが、1 講座 10 人を目安に公募し、体験型教室を開きました。

次に、後継者育成支援です。これは、新たな技術者を育成するために研修生を受け入れる事業者を募集し、その際の後継者の指導料、材料費等の運営費の一部を補助して、何とか後継者を定着させるというものです。これは、平成 19 年に区が産業実態調査を行ったときに、ものづくりの産業の方々が一番困っていることは何かと聞いたところ、それは後継者不足であるというアンケートの結果を受けて事業化いたしました。これも、全て区負担で行っており、24 年度は 4 事業者が応募して、5 月から 3 事業者を助成しました。ただ、1 事業者が途中で中断してしまったので、1 事業者を追加して 10 月からさらにまた行ったということで、最終的に 4 事業者で常時 3 事業者の育成を行ったところ です。

それから、目標の設定ですが、まず、ものづくりマイスターの指標については、認定の人数を指標としています。第二次実行計画期間中 20 人を目標としています。次に、体験型教室ですが、こちらについても、体験型教室を受講した区民を中心に、受講者数 340 人を目標としています。それから、後継者育成については、1 年間継続できた人数 16 人を目標として掲げています。24 年度の達成状況ですが、ものづくりマイスターの認定人数は各年 5 人ずつということで、目標どおり 5 人のマイスターを認定しました。体験型教室も、同様に目標を達成しており、抽選になるほど応募者数が出ています。後継者育成ですが、24 年度は 3 名という目標で、先ほど申し上げたとおり途中 1 名がリタイアしたものの結局 3 名の育成ということになりましたので、これも目標を達成できました。

事業経費についてです。これは全て区の経費によりまして、執行率が 79.3%でした。

次に、評価についてです。サービスの負担と担い手については、適切と評価しています。これについては、講師や事業内容、後継者の育成、これら全てがものづくりマイスター、地場産業を活用して、連携し進めているということから、適切と判断いたしました。

目標設定についても、適切という判断をしております。これは、新たな技術者を育成する機会が促進されたということから見ても、目標設定としては適切と評価をしています。

それから、効果的・効率的な視点ですが、技の名匠を認定して、その技の名匠が体験型教室を開き、そしてその関連業界の方々が後継者を育成するという事で、かなり効率的に実行していると評価し、適切と判断いたしました。

目的の達成度についてです。24年度目標を全て達成していることから、達成度は高いと評価をしています。技の名匠の方々が認定された際に、東京商工会議所新宿支部と区の共催で行うビジネス交流会にお呼びして、技術あるいはご商売を発信し交流してもらうべく、ご参加いただいていることもありまして、販路拡大のチャンスとして活用していただくよう区としては支援しています。したがって、総合評価も計画どおりと評価いたしました。

進捗状況と今後の取組方針についてご説明します。まず、24年度の課題です。今現在、地場産業である染色、印刷・製本関連業を優先してものづくり産業の発信をしています。しかし、まだまだ新宿には染色などが地場産業ということを知らない方が多くいらっしゃいます。印刷・製本関連業についても、高度な技術を有しながらもなかなか販路拡大につながっていないということがあり、これからの新宿の地場産業を中心にした産業を発信していく必要があると考えているところです。ですので、24年度は、各実行計画事業をPRなどにより広く知ってもらうという手法をとることとしました。実際の取組としては、区の発信ツールである広報しんじゅくと区公式ホームページを活用し、実施いたしました。

25年度に向けての課題ですが、新たな技の名匠を今後も発掘していくということで、先ほど申しあげました手挙げ方式あるいは団体の推薦ということもありますが、特に染色の名匠などはかなりの順番待ちで、誰でも彼でも認定していいということではありませんので、新宿区にいるものづくりのマイスターをどうやって吸い上げていくのかというところを課題の一つと考えています。それから、実行計画の中でも数量を増やしていきますが、体験型教室の機会も増やしていくことも考えていますし、後継者育成も、今後は地場産業以外のところに広げていく形で計画しているところです。したがって、この方向性については継続していきたいと考えています。

25年度の取組方針としては、機会の拡充ということと、発信ツールをさらに拡大し、商工会議所や信用金庫など、何かしらのチャンネルを通じてもっと発信をしていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

確認ですが、後継者育成支援は、単なる啓発のための研修のようなものではなくて、後継者をしっかり育てるという事業ですよ。

【説明者】

はい、そのとおりです。

【部会長】

そうすると、体験型教室もそれに向かったもので、単なる生涯学習的啓発事業ではないと理解してもよろしいですか。

【説明者】

はい。特に体験型教室について、確かに文化観光課でも染めの体験教室などを行っていますが、これは簡単な染めの体験を通して新宿には地場産業として染色があるということを理解してもらうというものです。しかし、我々が行っている体験型教室は、もう少し高度で、ある程度の日数を要するものです。例えば、名古屋帯あるいはのれんをつくるということで、これをきっかけに弟子になった方が 1 人います。それらの手描友禅などは材料価格が高いですが、体験型教室でかなりの手間ひまがかかるということを理解していただき、こんなに手間がかかるから値段が高くなるのも妥当だと思っていただいて、とても良い製品だからぜひご購入くださいという意味もあります。

後継者育成支援も、今のところ、特に染色の職人さんは人伝えで弟子をとっているようなところがあって、あるいは弟子をもうとれないという状況があるものですから、経費の一部を助成して、1 年間通して指導、修行していただき、1 年後に続けていただくような形になっています。始めてまだ 1 年しかたっていないので追跡調査をしており、事業終了後に研修生の面談を行ったのですが、引き続きやりたいという意思を表明しているということもあり、これからも見守っていかなければならない事業です。どこまで区が税金を投じて手がけるのかということですが、いわゆる師匠の高齢化ということもあるので、ある程度は区が担う必要があると考えています。

【委員】

この助成は、1 年に限って助成するものでしょうか。

【説明者】

はい。最長 1 年で、連続はできません。研修生の給料にあたる経費が公費というのはいかなものかということがありまして、実際には材料費込で 80 万円を支出しているのですが、それ以上区の支援が必要であるならば、それはもう続かないのではないかとということで、誘い水的に助成をしているところです。

【委員】

3 つの枝事業のおよその予算配分を教えてください。

【説明者】

まず、ものづくりマイスター認定事業が、執行額 57 万 1,000 円余です。体験型教室が 141 万 9,000 円余、後継者育成が 243 万 2,000 円。これが 24 年度の実績です。

【委員】

ものづくりマイスター認定人数などは、27 年度末までに 20 名まで増やしていこうということで進められていることと思いますが、新宿の文化をどのように継承していくかということ考えたときに、ものづくりが地域産業や観光などに結びついていくような施策にしたい方がよいように思います。この施策の着地をどのように考えているのか、もう少しお話ししたいと思います。

それから、印刷について、どういう内容のものを印刷するか、あるいは電子的な技法な

ども技術的な面で加味されるかなど、印刷とはどの範囲までを言うのかお聞かせください。

【説明者】

まず、一点目のご質問です。我々としては、その産業がどうやって収入を得て販路を拡大していくのかということがあります。そういった意味で、例えば、中井駅で染めの小道という染色のイベントを行う、あるいは、区立産業会館で区の後援で着物の着方教室を開くなど、まずは集積産業を活性化し、それを販路拡大や収入につなげようとしています。そのためには、観光と連携して取り組む必要があり、そこを着地点と考えております。

二点目のご質問です。確かに印刷は地場産業ですが、ただ、新宿の印刷業は大日本印刷の下請けが中心であったということがあり、高度な技術を持っています。したがって、我々のスタンスとしては、ここでいう印刷は手工業ではなく、高度な機械で刷っているという実態があります。いずれにしろ、何とか販路拡大をしたいと考えています。

【部会長】

確認ですが、事業説明の中で、地場産業以外にも拡大していくとおっしゃっていましたが、印刷や染色のほかにも拡大していくことを検討していると理解してよろしいですか。

【説明者】

はい。実行計画でも、少しずつ財政フレームを増やしています。ただ、地場産業も発信していかなければなりません。印刷や染色のほかにも製造業、例えば彫金や木工もあります。実行計画ではものづくりをあげていますが、新宿の産業はものづくりが主流ではありませんので、実行計画ではものづくりをあげていますが、一般の施策の中でサービス業や飲食業を何とか発信していく努力をしています。ただ、実行計画では、ものづくり産業についてもっと拡大していこうと考えています。

【委員】

体験型教室受講者数についてですが、毎年新規で募集するのでしょうか。それとも、前年度から繰り越しの人が多いのでしょうか。あと、体験型教室の募集は、どのように行っているのでしょうか。

【説明者】

まず、毎年新規で募集するのかということですが、これは往復はがきで公募して抽選していますので、偶然連続して受講される方があるかもしれませんが、基本的には連続して受講させる意図はありません。

それから、募集については、区の広報とホームページでやっています。ただ、これも結構面白いと口コミで広がったらしく、倍率が3倍になってしまったという状況です。

【部会長】

では、そろそろ次の事業に入りましょう。次は、計画事業76番「高田馬場創業支援センターによる事業の推進」です。引き続き、事業説明をお願いします。

【説明者】

計画事業76番「高田馬場創業支援センターによる事業の推進」についてご説明します。

事業目的についてです。この施設は平成 23 年 10 月に設立し、ようやく 2 年になるところです。この計画事業としては、こういった施設をつくること自体を第一次実行計画の中で策定し、第二次実行計画では運営という形にしています。設立の目的は 2 つあって、1 つは、新しく業を起こそうという方の支援をしていくこと、もう 1 つが、既に事業をやっているけれども、経営改善をしたい方、例えば雑貨屋をやりたいがどうすればいいのかという場合、これを第二創業といいます。新しく起業する方の支援、それから業態転換をする方の支援、これが 2 つめの目的です。その場の提供をすることと、ここにはインキュベーションマネジャーという指導員を置いて、その指導をしていくことがこの施設の目的になります。

手段についてです。施設の運営は指定管理者である事業者が行っています。施設の定員は 32 名で、シェアードオフィスという机と椅子を 10 席分用意しています。30 人を 10 人ずつ 3 回転して使用しています。8 時半から夜中の 12 時まで利用可能になっていて、土日也可以使用することができます。年末年始だけ休館しています。ビジネスコンビニ機能と言って、ここを活用している方は、コピーやプリンタ、ファックスといったものを共同利用して、常駐しているインキュベーションマネジャー、起業指導員という専門家が利用者の相談に乗っています。ほかに、個室が 2 つありまして、ここは専属で 2 人、一からじっくり起業をする方が利用しています。シェアードオフィスの利用料が月 1 万円、個室が月 2 万円となっていて、かなり廉価で貸し出しています。ただ、実費は自己負担となっています。また、この施設で、利用者の交流会など、公的支援機関や地域の信用金庫、区内の企業等地域のネットワークづくりを始めました。まだ 2 年弱しかたっていませんが、今どんどん進んでいるという状況です。

サービスの負担ですが、その他を選択しています。これは、先ほど申し上げたとおり、使用料を徴収しており、自己負担が発生しているので、その他を選択しました。

目標の設定についてです。第一に、創業者数ということで、実際に創業した数を 27 年までに 22 名という目標を立てました。第二に、施設利用者の満足度ということで、施設利用期間が満了した人の 80%が満足だと感じることを目標にしています。達成状況ですが、創業者数については、24 年度は目標 5 人に対し 7 人が起業しているという実績があったので、140%の達成度でした。一方、施設利用者の満足度ですが、まだ 2 年間の利用期間満了者がいないので、達成度測定ができておりません。

財源につきましては委託料等 3,800 万円余を予算措置しており、予算現額でみる執行率は 94.7%となっています。

評価についてです。まず、サービスの負担と担い手ですが、適切と評価しました。これは、区の直営ではなく、専門家を有している事業者に指定管理という形で運営を任せることによって、費用的な効果があるということで適切と判断したものです。

適切な目標設定ですが、こちらは改善が必要と評価しました。これは、施設利用者の満足度ということで、施設利用満了者の満足度を事業の指標としていますが、2 年間の支援を

している間に利用者の満足度を聞くべきであろうということで、そのように評価しました。確かに、起業させるということも目的の 1 つですが、必ず起業させるのではなく、起業するのに適さないということであれば断念させることも必要です。もっと勉強した方がいい、あるいはこうした改善、こうした努力をしてもう一度やり直ささいと指導することもあります。諦めさせた場合、利用者にとっては不満だと思いますが、それは果たしてどうかという我々の思いもあり、やはり利用中にどういう指導を受けてどういう形で育っていったかという自己評価の方が効果を測りやすく、事業の改善もしやすいと考え、改善が必要と判断しました。

効率的・効果的な視点についてです。こちらは、年末年始を除いてほぼ 360 日、それから 8 時半から 24 時まで、いつでも利用できるということもあり、効率的・効果的であろうと評価しています。

目的の達成度についてですが、達成度が高いと評価をしています。特に、予定以上の起業家が出ているということで、インキュベーションマネージャーを置いた施設という意味では、なかなか良かったのではないかと評価しています。

総合評価は、計画どおりと評価をしています。これまでに 39 名が入所、利用しており、創業者 7 名、経営改革 1 名の計 8 名が巣立っていきました。

今後の取組についてです。課題としては、リタイアや卒業などにより四半期ごとに公募をかけているものの、集人員数により応募状況は異なりますが、募集人員が少ない場合は 2 名～4 名の応募の時もあり、競争率が低くなっています。ですので、この創業支援センターが、起業する人にとって非常にいいところだということをもっと発信していく必要があると考えています。

そういった課題に対する実際の取組としては、区民向けの創業セミナー、開設一周年記念事業、女性の起業家向けセミナーなど、いろいろなことを発信しました。そんな形で、起業にチャレンジする、ベンチャーする気持ちを持たせ、勇気を持って入所させるような取組をしています。

新たな課題としては、施設利用者の区内創業の促進があります。新宿の活性化のために、区税を投じて事業を行っているのですが、入所の際の審査会では新宿で起業すると言った方が結局は区外で企業してしまうということが多々あり、こちらとしては利用者全員が新宿区で起業してほしいという思いをもっているのですが、この辺をもう少し工夫をしていく必要があります。あまり制約をかけると、他の区にいつてしまうおそれもあるので、新宿で起業してくれれば、区の行う融資制度等有益な情報がいろいろ入ってくるというようなことで、企業者にとっての魅力づくりを行っています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。では、ご質問をお願いします。

【委員】

この事業は非常に重大なものだと思っています。他区に負けずに、今後もぜひ頑張って

いってください。

【説明者】

ありがとうございます。頑張ります。

【委員】

別事業で、区内の中小企業が専門家のアドバイスを受けられるという事業があったと思うのですが、この事業と一緒にできないものでしょうか。どうしても別事業でなければならぬという理由があれば教えてください。

【説明者】

確かに、同じ中小企業ということもあります。新宿区内には、3万を超える中小企業があります。計画事業以外にもいろいろな事業を行っていますが、例えば今ご質問があった相談事業というのは、商工相談で通年、産業会館で非常勤の中小企業診断士が相談を受けていますし、これと同じように中小企業診断士が無料で通年、複数回、企業に訪問して具体的な指導をするビジネスアシスト新宿もやっています。すでに起業している方には、もっと専門性の高い指導をしていこうという方針をとっています。

新宿区の特性というのは、老舗もちろんある中で常に新しい業態が生まれていく、あるいは競争力のないところは撤退し、どんどん新しいところが生まれるということにあると思います。そうした中で、起業に挑戦する方を支援して、そういう方のやる気や熱意を削がないようにしようと思っています。こういった創業支援センター、インキュベーションセンターは、民間も含めて都内にはたくさんあります。しかし、それは安いオフィスを提供するだけというのが多いのです。指導員がいてバックアップするというのが、この事業の特色です。この施設を最大限利用して、ネットワークや人脈をつくっていただき、新宿区内に起業していただきたいと思っています。以上です。

【部会長】

ほかによろしいでしょうか。

では質疑を終わります。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、続いて、計画事業 7 番「男女共同参画の推進」に入りたいと思います。説明をお願いいたします。

【説明者】

おはようございます。男女共同参画課長です。よろしくお願いいたします。

計画事業 7 番「男女共同参画の推進」について、ご説明いたします。まず、施策体系についてですが、基本目標「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の中に、個別目標「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」が位置づけられてい

ます。その中に、基本施策「男女共同参画の推進」があり、この基本施策のもと、この計画事業を行っているものです。男女が性別に関わりなく、あらゆる分野に共に参画できるような社会を実現することを目指して取り組んでいます。平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されましたが、それを受けるような形で区でも平成 16 年度に男女共同参画推進条例を策定して、それをもとに事業を進めています。具体的には、男女共同参画セミナーによる区民の意識啓発、情報誌の発行など、様々な事業を通して啓発を行っています。

男女共同参画の推進というのは非常に大きな目標です。事業としては様々な事業がありますが、この計画事業としては、2つの手段があります。1つは意識啓発で、具体的には講座の開催や情報誌の発行、小学校高学年向けの男女共同参画の啓発誌の発行などがあります。もう 1 つは、女性委員の比率調査ということで、区の審議会等の委員の比率を毎年調査しています。審議会等における一方の性の割合が 40%を割らないようにするという事です。男女のうち一方の性に偏っているということは男女共同参画社会を形成する上で好ましくないことから、40%を目標にしています。

事業の目標としては、指標を 3 つ設定しています。まず、指標 1「家庭生活や職場、地域活動などで男女が平等と感じる区民の割合」ですが、これは区政モニターアンケートで毎年調査しており、この割合を毎年度 50%とすることを目標としています。昨年度来、外部評価委員の皆さまより、区政モニターアンケートではなく、もう少し直接的な指標はないのかというご意見をいただいておりますが、こちらでも検討したところ、なかなか適当な指標が見当たらないということがあります。この指標を採用した背景には、実行計画とは別に平成 24 年度から 29 年度の期間で第二次男女共同参画推進計画を定めており、その中でもこの指標を採用しているので、それとの整合性もあるためこの指標を継続して採用しているところです。

指標 2「審議会等における女性委員の比率」ですが、こちらは先ほど申し上げたとおりです。指標 3「全審議会における女性委員のいる審議会の比率」ですが、毎年度 100%を目標としています。

指標の達成状況ですが、指標 1 は、目標 50%に対して実績は 38.2%でした。指標 2 は、目標 40%に対し実績 36.9%ということで、達成度は 92.3%となっております。指標 3 は、目標 100%に対し実績 91.7%となっております。

事業経費につきましては、全て一般財源ということで、事業費は 518 万円となっております。執行率は 76.9%です。

次に評価ですが、それぞれ適切、または効果的・効率的、達成度が高いと評価しています。サービスの負担と担い手については、各種講座の実施や情報誌の編集作業に、公募の区民委員を求めて、協働という形で進めています。そういったことで、区だけではなく、広く区民を巻き込んだ形でサービスの担い手として関わっていただいているので、適切と判断しています。目標設定については、男女共同参画の意識啓発という観点から目標設定しているので、適切と判断しています。効果的・効率的な視点についても、区民を巻き込

んで協働という形で進めているので、効果的・効率的に事業実施できているのではないかと評価しています。目的の達成度については、一部達成してないところもありますが、おおむね目標に向けて着実に進んでいるということで、達成度が高いと評価しました。総合評価については、計画どおりということで評価しています。

24年度の課題については、審議会等において一方の性が40%を割らないという目標を達成させるためになお一層の取組が必要だということ、それから男女共同参画社会実現に向けて、啓発活動の継続的、着実な実行を進めていくことが課題であると認識しているところです。

新たな課題ですが、ドメスティックバイオレンスという社会問題に新たに対応していく必要があるということで、こちらについては、第二次実行計画では別事業として独立させたので、この事業の目標としては除外しているところです。

25年度の新たな課題についてです。啓発活動や情報提供などを地道に続けていくとともに、特に女性の生き方ということを通して、ライフプランの形成、あるいは再就職を通じた社会参加を促進していくことが必要になってくると思います。特に、またこれも別の事業立てになっていますが、ワーク・ライフ・バランスの推進の啓発を通して、この男女共同参画社会の実現に寄与してくるのではないかとということで、そちらのほうも重点的に取り組んでいきたいと考えています。

25年度の方向性としては、特に講座の中で育児ママを対象にした再就職準備講座というものがありましたが、こちらも男女共同参画課だけではなく、勤労者・仕事支援センターと一部協働しながら、効果的な事業展開をしていきたいと考えています。

なお、昨年度の内部評価の中では手段の改善と評価していました。この手段の改善については、この計画事業の中に位置づけていた総合相談の実施という事業の性格をより純化するため、事業分離して一般事業という形で進めることで見直しをしたところです。この見直しの効果については、地道に進めていく中で得られるものと思います。それぞれの事業の中では、大きな見直しというものはありませんが、事業を進めていく中で実施方法を十分検討しながら、より効果的、効率的な意識啓発等を進めていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。では、委員の方からご自由に質問をどうぞ。

【委員】

24年度の実際取組として、男女平等講座（セクハラについて）を行ったということですが、これはどういうものでしょうか。

【説明者】

区では、セクハラについての相談員を設置していますが、これだけたくさんの職員がいる職場ですので、発生する可能性が全くないというわけではありません。また、セクハラということが、男性と女性で受けとめられ方が違うことがあるので、職員を対象に講座を

開き、意識啓発をしているものです。

【部会長】

こうした講座は区に限らず、各事業所でも行っていると思いますよ。

【委員】

まず目標の設定で、指標 2 は今ご説明があったように、まだまだ審議会でも一方の性に偏っているケースがあり、40%を目標にしてやられているということですが、40%をさらに超えてやらなければならないのではないかとあると思います。一方で、指標 3 ですが、目標を 100%としても既に 90%を超えているわけですから、これはほぼ目標を達成したということで、新しい指標を立てた方がいいのではないのでしょうか。内部評価には、まだまだ多くの分野で男女の不平等を感じるような事態が存在するとありますので、これについて、何か指標を立てられないのでしょうか。

最後に申し上げたいことは、日常の中で、こういった不公平感や差別があると感じられるようなことがないようにするにはどうしたらいいかというような指標を検討するということが必要なのではないかと思います。それは非常に難しいことかもしれませんが、そうした指標が難しいということであればそのようにおっしゃっていただければいいのですが、ただ、この問題の本質を考えれば、そのような指標が設定されるべきではないかと感じます。いかがでしょうか。

【部会長】

先ほどのご説明の中で、例えばDVについては別事業に移行させたということですが、枝事業 1 と 2 のうち、枝事業 2 の方が区政における女性の参画の促進ということで、3 つの指標のうちの 2 つがこの枝事業に関するものとなっていて、そこをメインに発想しているような印象を受けます。男女が平等だと感じられる社会そのものをつくっていくという事業は、ほかの計画事業でやっているという組み立てになっているのかという気もしますが、もしそうだとするならば、そのようにお答えいただきたいと思います。委員のご質問にもありますが、単に区政に限らず、どの生活場面においても男女が平等に感じられるということを究極目的だと考えた場合に、どういう指標があり得るかということについて、現時点でお考えのことをお答えいただければと思います。

【説明者】

区政モニターアンケートの結果を指標として使っていますが、聞き方としては社会の様々な分野で男女平等を感じる割合という形で聞いています。それで、この指標で使う数字は、その中での平均値ということで、平等とを感じる割合が 50%になるように設定しているところです。具体的に見ていきますと、様々な分野ということですが、家庭生活や職場、学校教育、政治、法律や制度、社会通念・慣習、地域活動、最後に社会全体という 8 つの分野について聞いています。その中で、特に平等であるという割合が低いのは、職場と政治の場です。平等と感じている割合は、職場が 22.5%、政治の場が 18.9%となっています。各分野の平均は 38.2%となっており、職場や政治の場については重要な分野だと考えてい

ます。職場については、別事業であるワーク・ライフ・バランスの推進でも取り組んでいます。政治の場についてはまさしくこの事業の中での新宿区の審議会等における女性委員の比率向上という目標に沿ってくるかと思いますので、特にこの区民の意識から、そうしたところが見えてくるのではないかと考えています。

【部会長】

区政モニターを使うのがいいのかどうかという問題提起を以前させていただいたので、それはちょっと置いておくとして、モニターアンケートの中身をもう少し細かく目標にする方が、委員の問題提起にはより応えられるのかなという気がします。ご検討いただきたいと思います。社会の意識の指標ということだから難しいと思いますが。

【説明者】

この事業が社会の意識に直接つながるわけではないということは感じているのですが。

【委員】

事業は一生懸命されているのだと思います。内部評価のあり方として工夫していただきたいということです。

【部会長】

目標として外してしまうと規制力がなくなってしまうことにもなるので、なかなか難しいと思います。この第二期の外部評価委員会が始まる際にも、当時の課長は男女比のことを気にしていましたね。だから、目標としてはやはり必要だと思いますが、ほかの指標のことをもう少し考えられないかということです。いかがでしょうか。

【説明者】

ご意見を踏まえて検討していきたいと思います。これだという指標は、すぐには出てこないのですが、ただ、男女共同参画社会という理念からすれば、それが実現しているかどうかということになると、まだまだだというように思いますので、そういった指標は必要になってくるのかなと思っています。

【委員】

指標1について、24年度は38.2%で前年度より下がったということですが、ちなみに前年度は何%だったのでしょうか。

【説明者】

前年度は、39.4%です。

【委員】

年間30回以上の講座を開いたということで、満足した内容であったという声が寄せられているとのことですが、この講座に参加された男女比はどうなっているのでしょうか。

【説明者】

24年度の参加者数は951人いて、そのうち男性が188人でした。

【部会長】

これも指標の一つになり得るかもしれませんね。

ほかによろしいでしょうか。では、ヒアリングを終了します。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

【部会長】

今回でヒアリングは全て終了いたしました。お疲れさまと言いたいところですが、これからが非常に大変な作業です。次回の部会から評価の取りまとめ作業に入ります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日はこれで終わります。どうもお疲れさまでした。

<閉会>